

○ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の市町村を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の政令で定める市町村は、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、<u>逗子市及び大津市</u>とする。</p>	<p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の政令で定める市町村は、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村及び<u>逗子市</u>とする。</p>